

外注費の妥当性判断

税務調査などでよく争点となる問題があります。会社が支払う経費のうち、外注費と給与の問題です。税務上はその取扱いについて大きく違います。今回は、その相違点、判断基準とポイントについてご説明します。

1. 相違点

外注費と給与の税務上の相違点は、「源泉所得税」と「消費税」において取り扱いが大きく異なります。

	外注費	給与
源泉所得税	源泉所得税の天引き不要 外注業者が確定申告を行う	源泉所得税の天引き必要 会社が年末調整を行う
消費税	消費税の控除ができる	消費税の控除ができない

2. 判断基準

上記の比較表の通り、外注費の方がメリットは大きいと思われれます。

しかし、外注費と給与の区分は形式だけではなく、実質的な関係も考慮し、判断する必要があります。

そもそも、外注は「請負契約」、給与は「雇用契約」が基本的な前提です。税務上は、次の各事項を総合勘案して判定するものとされています。

- (1) その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。
- (2) 役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。
- (3) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。
- (4) 役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。

3. ポイント

会社にとっては「外注費」として処理した方が、源泉所得税や消費税において、かなりのメリットになりますが、実態が伴っていなければいけません。税務調査の際は、よく見られるケースが多々あります。仮に外注費として安易な判断を行ってしまうと、税務調査時に給与認定されると、源泉所得税、消費税が追徴されますので、慎重にご検討する必要があります。

ご不明な点がございましたらお気軽に当事務所にご相談下さい。